

令和8年度から 普通徴収の方の納期が変わります

納付書払い
口座振替
の方が対象！

令和8年度からは、普通徴収の方の保険税[料]の計算方法をわかりやすくし、納期によって金額に大幅な増減が発生することを防ぐため、仮算定を廃止して、本算定のみの方法に変更します。それに伴い、次のとおり納期を7月から翌年2月までの8期に変更し、年1回7月に納付についての通知書を送付いたします。

なお、特別徴収(年金からの天引き)の方は、納期の変更はありません。

※年金から年6回(4・6・8・10・12・2月)の天引きとなります。

○令和7年度まで(納期:6回・納付開始月:4月)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期	
仮算定期間			本算定期間								



○令和8年度から(納期:8回・納付開始月:7月)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	
仮算定を廃止 (納付はありません)			本算定期間								

問 国民健康保険税 : 保険医療課 ☎444・3168
 後期高齢者医療保険料 : 保険医療課 ☎444・3168
 介護保険料 : 高齢福祉課 ☎444・3141

証明書のコンビニ交付サービス手数料 100円減額キャンペーン実施中

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアなどに設置してあるマルチコピー機(多機能端末機)から証明書を取得できます。午前6時30分から午後11時まで、最寄りの店舗で利用することができ、大変便利です。さらに、6月30日(火)までの間、コンビニ交付サービス手数料の100円減額キャンペーンを実施しています。

	コンビニ交付サービス		窓口
	1月5日~6月30日	7月1日~	1月5日~
戸籍証明書 [全部事項証明書] [個人事項証明書]	350円	450円	450円
所得・課税証明書	100円	200円	300円
住民票の写し			
戸籍の附票の写し			
印鑑登録証明書			



コンビニ交付サービス
利用方法

※戸籍証明書および戸籍の附票の写しを取得できるのは、本籍地が市内の方です。本籍地が市外の方は、本籍地の市区町村にお問い合わせください。

※コンビニ交付サービスを利用するには、マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書が搭載され、有効期限内のもの)と利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁の数字)も必要です。

問 市民課 ☎444・3167